様式第3号

会 議 録

会 議 名 (審議会等名)		令和6年度 第2回 川西市人権施策審議会		
事 務 局 (担 当 課)		市長公室 人権推進多文化共生課 内線(2412)		
開催日時		令和 6年 8月2日(金)午後2時~4時		
開催場所		川西市総合センター・I階視聴覚室		
出	委員	·石元会長 ·笹倉委員· 前田委員 ·藤井委員 ·南委員 ·西垣委員 ·松木委員 ·石田委員 (欠席)·安田委員		
席者	事務局	・市長公室長 ・市長公室副公室長兼人権推進多文化共生課長 ・総合センター所長 ・総合センター所長補佐 ・人権推進多文化共生課長補佐 ・人権推進多文化共生課主査・人権推進多文化共生課専門事務		
傍聴の可否		可·不可·一部不可	傍聴者数	2人
傍聴不可・一部不可 の場合は、その理由				
会 議 次 第		 開会 審議事項 (1)「川西市総合センターのあり方について」の答申案について (2)人権行政推進プラン(第4次改定版)の構成案と改定のポイントについて その他、連絡事務等 4. 閉会 		
会議結果		別紙一審議要旨のとおり		

事務局

石元会長に進行をお願いしたいと思います。石元会長どうぞよろしくお願いたします。

会長

はい、皆さんおはようございます。では議題に沿いまして進めていきたいと思います。審議事項(1)川西市総合センターのあり方についての答申案についてということです。これに関しましては、2021年11月19日に市長の諮問を受け、審議して参りました。諮問から3年になろうとしているわけですけども、この総合センターのあり方についての審議に関しましては、本日をもって最後とし、答申を固めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。皆さんからいろいろと意見をいただいて、それを反映するような形で、最終的に取りまとめていくというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。では、この答申案の中身について、ご意見、お出しいただきたいんですが、どうでしょうか。

委員

ここで書かれている市民っていうのは、誰を指すんですか。川西市に住んでいる人なのか、川西市に住民票のある人なのか、その辺り、この市民というのは誰を指しているのか。

事務局

市民といいますのは、川西市に住んでおられる方、川西にお勤めの方、それから学びに来られてる方、これを市民ということで想定をしております。

委員

勤めている人や学んでいる人も含めて、対象にしている。住民じゃないんで すね。外国籍市民と書いてましたけど、外国籍で、今ここに住んでる人ですよ ね。

会長

ここで言う市民は何を指すのかっていうことを、どこかに入れておいたほうがいいですね。そうすると外国籍市民を市民の定義からいうと、外国籍で、他市から川西市に働きに来られてたり、学校に通ってるっていう人も入るというのがはっきりします。他にどうでしょうか。

会長

総合センターの機能の充実というか、同和問題を初め、様々な人権問題の解決に資するような機能を持った施設として、より充実させていこうということで、皆さんからいろいろとご意見いただいているんですね。これまでの議論、また重なってる部分があってもかまいませんので、ご意見いただきたいんですが、どうでしょうか。

もうひとつ。5の答申のところの2行目で「国籍にとらわれることなくより多くの市民が」とあって、わざわざ国籍にとらわれるっていれるのではなく、それやったら性別にとらわれることなくって入れる必要があったり、なになににとらわれることなくって、国籍だけが入ってるっていうのは違和感というか、ちょっと説明がいるんじゃないかなと感じました。

事務局

日本全国的にそうだと思うんですけど、川西市においても、外国籍の方がお越しになられて、市民として一緒に生活をされておられます。市のほうも多文化共生に力を入れていこうということで、去年の4月から私どもの人権の部署で多文化共生を所管することになりまして、課の名前のほうも、人権推進多文化共生課となっております。その中で、やはり日本に来られて、日本の言葉がわからなくて、大変困っておられる方がいらっしゃるというようなこともお聞きしてますので、ここであえて、国籍にとらわれることなく、より多くの市民にというふうな文言を入れさせていただいた次第でございます。

委員

市行政の課題として、外国籍の方に重きをおかれている、それが背景にあるからということですね。

事務局

そうです。

委員

それやったら今おっしゃられているように、外国籍なんやらいう表現よりも、今〇〇委員おっしゃられたように、多文化共生を目的とするならば、そういうような文言を入れたほうが、国籍にとらわれるという表現よりもストレートに聞こえました。国籍にとらわれるっていう表現よりもね。

会長

国籍だけじゃなくルーツの問題をもっていっても。文言を工夫をして、より趣 旨が伝わる様に考えてみたいと思います。他にどうでしょうか。

委員

検討し始めた初期の頃に話題になっていたと思うのですが、設備の予算がない。でも、もっとこうよくしていこうとするっていう、そこがちょっと、そのハード面での部分がないと思うし、予算とかもなければ入れてもらえたらいい。

会長

はい。ありがとうございます。課題としてはいろいろあると思うんです。予算 のことがあるというのは当然なんですけどね。 事務局

総合センターは建設後44年が経っているんですけど、雨漏りとか被害があったりとかして、将来的には改修していくことを考えております。具体的には、今、市の中でも優先度があって、そこに挙げていくっていうところで、いろいろな条件とかもありますので、その辺は、今すぐちょっと書けるもんではないなというところがありまして、ただ、将来的にそういう修繕していきたいなとは思っております。

委員

答申やから、そういうふうに私たちは思っています。実現可能性があるということで。

会長

審議会での主な意見を取りまとめてる部分がありますので、そこにそういう 意見が出てきたということで入れることもできます。

この館の機能としては、やはりこれは充実させたほうがいいかとか改善すべきだとかそういうところはどうですか。

委員

隣保館の費用というのは補助金の流用とかはできますか。

委員

隣保館が改修されるにあたっては、各支部それぞれの順番です。いろんな支部がありますので、その状況を見て、工事するときには、審議会のほうで順番を決めて、工事をしていただくような予算もあるんです。独自でやるんだったら、また予算の関係もあるでしょうけれども、国の隣保館事業ということの、こういうところを改修して欲しいというような要望は、各支部から出せます。国の方でそういうふうに定められてると聞いております。市はどうなんでしょうね。川西は隣保館事業の予算を使ってないのでしょうか。

事務局

一応、兵庫県が窓口となってその補助金がありますので、話のほうはさせてもらえるんですけども、今現状で聞いてるのは、まず耐震化を優先するという兵庫県の方針があるので、申請いただいても、それが活用できるかどうかって言ったら、今の状況は厳しいところがありますとは言われています。

委員

こういったことは通っているのですね。

会長

耐震化とか、古くなってるのを修理するとか、そういうことは当然あると思います。それ以外、例えばIT環境だとか、そういう面での充実というか課題というのはないですか。

あります。大きな雨が降ると、建物が古いから3階で雨漏りがあったり、電気が消えたりとか。そういうようなことをきっちりと県の方にお伝えするときに、最近の状況もお願いします。

会長

そういうことはそちらで進めていただいたらね。古くなったところを修繕するっていうのは、当然のことでわかるんですけど、何か新しい機器を入れるだとかそういった課題点というのはどうですか。

事務局

今、館内で使えるWi-Fi環境があるんですけれども、タブレットとルーターが支給されてますので、それを来館者の方に貸出したりとかは、現状で行っております。

会長

では大体そろってるっていうか、新たに何か導入しないといけないという部分はないんですか。

事務局

今、現状ではないです。

会長

今までの審議会の議論の中では、総合センターの名称のこともいろいろとで意見が出てですね、総合センターという名称だけでは、どういう性格の施設かわかりにくいというご意見が出た一方で、名称を変えても中身がわからなかったら意味がない、総合センターというのは、部落差別解消の取り組みの中で出来た施設ですので、総合センターという名前っていうのは、非常に重いものがあるというご意見もありました。ただ総合センターという名称だけでは、部落解放運動の中で勝ち取られた施設だというのもわかりにくい。ですから例えば、利用者に手に取ってもらうA4で3つ折りにした総合センターの案内があります。そういったところに、そもそもこの施設はどういう経緯で出来たのか、どういう性格のものであるのか、そのことを、詳しく説明を入れるとか、それからこの館に入ってきたところの一番目立つところに、年表をもっと詳しくしたものを、来た人が、この施設はどういう経緯で出来て、どういう施設なんだって理解してもらえるような、そういったものをもっと目立つ様に、単なる張り紙っていうことではなくて、大きなパネルにするとかね。

そういうふうなことで、利用者やここへ来られる方に、この施設の性格をより 理解してもらうような工夫をいろいろとする。ということとセットで、川西市総合 センターの川西市と総合センターの間に人権を入れる。あそこに行けば人権 についての情報が得られる、そういうふうなことでより市民にわかってもらえ れば。そういうふうに名称を変えるとしたら、一番上の壁面が空いてる、外から 見ると、窓の上が空いている。そこに川西市人権総合センターっていう看板が、向こうからも2ヶ所あれば、すごく目立ってわかりやすいです。入口がわかりにくいので、上にそういうのがあればいいと思うんですけど。どうでしょう、他に。

委員

この建物の趣旨、目的っていうものがわからずに、総合センターは便利がいいから利用したいっていうような市民の方が多いんですよね。来てもらってありがたいと思っておられる行政の方も多いんですね。やっぱり、利用者が多いか少ないかで評価するということよりも、まずはこの建物自身がどのような意図で作られて、どのような活動をしていかなければいけないかということを、まずは市民の人たちに啓蒙啓発をしていかないと、いくらやり方がどうだのこうだのという話をしてたところでね。来られる人たちの意識が、こっちに向いてこないと、何にも出来なくなる。絵に描いた餅だけじゃ困るんで、内容のほうを、やっぱりもちろんですけれども、外に向けての啓蒙啓発ももちろん大切だなあと思います。

委員

名称についてですが、今、会長が1つ提案していただいたのも、1つの方法かなあと聞かしてもらいました。審議会の初期の頃に、近くに総合医療センターができて、間違って、市民の方から、電話で、どちらも総合だから、こちらに病院の問い合わせがあると話してましたし、市民の方が利用するというところは、一番の基本やと思うんで、そこを混乱をさせるような、そういうような状況を作るっていうのは、ちょっとまずいかな。それだったら、歴史的に、今までこの施設がスタートして、総合センターっていう、その名称で親しまれてきた、そこも、もちろん一番大事にしないといけない部分だと思うんですが、市民の方のそのニーズというか、利用をもっともっと円滑に活発に利用していただけるために、人権総合センターっていうのは、そういった方法かなと思います。

会長

人権総合センターという名称でしたら総合センターというのも残ります。

委員

総合的に、私とこの組織が出来たときに、周りはほんとに各支部の名称だけっていう建物が多かったんですけどね。でも川西市は、福祉と隣保館と並列してますもんですから、総合的にということで、総合っていうのが付いたんです。そういう意味を知らない方もたくさんいらっしゃると思うんですが、医療センターっていうのは、医療というのは、わかってますもんね。

総合医療センターはまだ出来て間もないが、こちらはもう44年も経ってるのにもかかわらず、総合センターを間違ってしまうというようなことは、行政の

啓発が怠ってるだけじゃないかなと私は思ってます。

会長

そういう点は時間をかけてやっていくしかない。そういう文言も、要するにこの施設の存在を、多くの市民に知ってもらうという努力っていうのを続けていくということが必要だということを入れていきたいと思います。他に何かお気づきの点ございますでしょうか。

委員

以前の会議でも言ったと思うんですが、多文化共生云々という形で名称だ けが変わってしまって、スタッフもいないという中で運営が成り立つんでしょう かということを、私は言ったと思います。それで、申し込みをしています、募集を かけてます、1か月したら辞めはった、2か月したら辞めはったという実態があ りながら、その多文化共生の準備が出来ずのままに進んでしまってるんじゃな いかなって思ってる。多文化共生の人たちのことを、排除するんじゃなくて、共 に生きていく社会ですから、お互いが和気あいあいと理解してないと、勉強の ことも、学習が出来るような状況をつくらないと、土壌が出来てないのに、名 前だけが一人走りするというのは、やっぱり絶対何か問題が起きますよ。お互 い立場が違えば思いも違いますしね。ましてや、国民性もありますしね。民族 性の形の中では、やっぱり日本人は日本人としてこれはこれとしてという考え をもっておられる人も多いでしょうし、外国籍の人たちもそうでしょうしね。そう いった部分をもっとしっかりと行政も勉強していただいて、市民にも啓蒙啓発 をしていただかないと、いくら名前だけが先走りしたところで内容が伴わなけ れば、せっかく良いことをやろうと思っておられても、実践が出来ないような状 況ではいかがなもんかなという懸念をしております。

事務局

前回のときも、そういうご指摘をいただいて、この5月から多文化共生推進 員が1名配置されてますと前回申しあげたと思うんですけど、継続して多文 化共生推進員は、勤務をこなしているところでして、今、夏休み期間でやって ませんけど、総合センターのけんけんひろばのなかに日本語ひろばっていうの を、去年の4月から設置をしまして、そこに週2回、外国籍の子どもさんの読み 書きの指導ということで、多文化共生推進員のほうで対応させていただいて ます。ネパールから来てる中学3年生の子どもさん、私もお話しをさせていた だいたんですけども、すごく日本語も上手になって、学校の勉強もすごくでき るみたいなんですけど、ネパールのほうでは、学校で、たて笛、リコーダーを習 う機会が全くなかったということで、今、中学生ですのでアルト笛の試験が音 楽の時間であったりするということで、それを多文化共生推進員のほうで、週 2回ですね、それも含めて指導してるようなこともしております。徐々にですけ れども、軌道に乗り出しているというようなところでございます。

委員

準備が遅いな、逆やな。先にしなあかんことが後になってるもんな。ほんとわな。こんなこと進めたい思うんやったら、やっぱりそれに対しての責任者とかそういうような人たちを整理して、それから、こういうことやりますというようなことになると思うんですけど、これやりますいうて応募したところでなかなか続かなかったり、というようなことあったり、だからこれは逆やと思うねん。

事務局

すみません。これから外国籍の方が増えることを見越した上で、外国籍の方が急に多くなったら対応が困難ですので、その前に準備をしておこうということで進めているような状況です。去年の4月から多文化共生推進員を配置をしましたけども、長く続かなかったということがあります。それと先ほど申しあげました総合センターのけんけんひろばのほうでは、3年ほど前から日本語の指導を専門とするグループさんのほうで、指導を週2回していただいてますので、先ほど言いました中学3年生のネパールの子どもさんも、一般市民の方なんですけども、日本語の指導専門の方の指導を受けて、上達したというふうなところもございますので、そういう意味では市民の方の力も借りながら、3年ほど前から、市としては、外国籍の子どもさんの読み書きの指導に力を入れていっているというような状況です。

委員

すみません、それね、教育の保障の形になると思うんだけど、やっぱり人権 問題というところの学習、そこまで追いつかないよね。日本語を教えることだ け、言葉を教えるようなことだけでね。今回、こちらの名称に人権をいれましょ うってなってることから考えても、外国の人にも、日本のことを言葉も歴史も覚 えてもらう中で、そういうことも勉強していただくというのは、大事じゃないです か。

事務局

確かにおっしゃる通りだと思います。とりあえず今、日本に来て、日本語がわからないっていうところで、人権の観点から見た場合、どうなのかっていうような問題はすでに発生してますので、そこはまず日本語で読み書きをできるようになっていただくということを第一番に考えて、読み書きの指導をさせていただいてるということでございます。読み書きが一定できるようになれば、日本人の子どもたちが・・・

委員

息の長い話やな。

事務局

そうです。でもすでにもう1人は日本語がわりと達者で、普通のけんけんひろばの教室の日本人の子どもたちと一緒に活動してる子どもさんもいてます。徐々に徐々にではありますけどもそういうことを目指していってるようなところでございます。

会長

そういう積み重ねが、大事ですから。

委員

それは分かるんですけど。準備がまずかったなと思って。

事務局

すみません。

委員

はい。

委員

今の話とちょっと違うんですけど、ちょっとお願いしたいのは学校との連携というか、できれば情報共有をしていただきたいなあというふうに思います。こっちはこんなんします、学校のほうではどう教えていくのか、地元いうかそういったところで教育関係のNPOのお手伝いをしているんですけど、そこのスタッフは、元教員なんですね。そうするとそこでいろんな学習上のつまずきとか家庭状況の問題というのが、NPOのほうでわかったら、知り合いが学校にいるので、そこでつながれるっていう、それはもう強みになると思いますよね。だから今のお話でも、学校は学校で多文化共生してやりますので、こっちはこっちで多文化共生とかじゃなくって、何らかの子どもとか、ご家庭を真ん中に置いて、両方からみんなで支えるとか、そういう仕組み、連携をしてもらいたいなと、要望というか、お願いですね。

事務局

そうですね。今いただいた意見で、今ここにけんけんひろばっていうのがあって、そこに外国籍の方が来られたりするんですけども、主に近隣の小学校、中学校から来てるので、そこは、毎年3回、幼保小中連絡会といって、意見交換したりする場があったりとか、あと各中学校区に配置されてるスクールソーシャルワーカーさん、子どもたちのケアをしてくれる方がいるんですけども、その方とも連携をとって、困ってる状況だったら、うちはその方に相談することで、引き続いて、向こうもケアしていただけるとかって、こういう状況は、作りつつはありますので、ぜひそれは継続していきたいなと思います。

委員

センターでやってますもんね。私もそこ入ってます。

会長

はい。他にどうでしょう。よろしいでしょうか。はい、では今ですね、皆さんからいただいたご意見を踏まえて、この川西市総合センターのあり方について、の答申書につきましては、加筆修正を行います。それについては、会長に一任ということで、よろしいでしょうか。

委員

はい。よろしくお願いいたします。

会長

はい、どうもありがとうございました。はい、では次の議題に移ることにいたします。次は(2)人権行政推進プラン(第4次改定版)の構成案と改定のポイントについて、これに関しまして、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局

事務局説明

会長

はい、どうもありがとうございました。この第4次の改定版を作るにあたって、まず特別部会というのを設置して、そこで検討を加えて、案を作るという提案がありました。それでこの川西市人権施策推進審議会規則第6条第1項によりますと、審議会は必要があるときは部会を置くことができるとなっております。第2項は、部会に属する人は会長が指名するとなっています。説明がありましたように、会長、副会長、学識経験者で構成しようというふうに考えているところです。この部会なんですが、今提案にありましたように5名で進めるということでよろしいでしょうか。当然部会で議論した内容というのはまた、皆さんのご意見をいただきながら詰めていくわけですし、また今日この場でこの人権行政推進プランについて、いろいろとご意見いただくことになりますので、そのご意見も部会で反映するということになります。11月に取りまとめとなると、部会を置いて、そこで議論して、案を取りまとめるということがいいのではないかという、こういうご提案になるんですが、どうでしょうか。ご意見ございましたら、どうぞ。

委員

ちょっとお尋ねしますけど、今の部会の関係ですけどね、学識経験者はもちろん大切なことですが、実態を知るということになると地域が外せない。その地域を抜いて、学識経験者だけで話をして良いのかなって思ったんですけど。実情を知らなければ、学識経験者の方だけで決めてしまってね、組織だけになっちゃうでしょ。そうでいいのかなあと。

会長

はい。

一番大切なもんが風化するとね、何のための会かなと思います。

会長

はい、先ほど言いましたように、部会で検討したものが、そのまま決まるというわけではございません。

委員

わかります。でもね、部会の中で決まったものは、やっぱりその中にも実態を知った中で部会の中で進行していって、その広まったものを、こういうような中で広めていくという形が大事だと思うんですね。部会で決まってるからこうなんですっていうことになると、地域の実態を話す機会が無くなっちゃう。

会長

当然、そういうふうにならないように、十分配慮しながらやっていくつもりで はあるんですけどね。

委員

それはわかんねんけど、そこにいない人にとったら、どんな感じにしてくれはったん、そんなんいつのまに決まったの、というときもなきにしもあらずですよ。だからそういうことがないように、やっぱり、ちゃんと最初のうちに全部、気に入らんかったら、きちっと考えてもらわんかったらと思います。

会長

はい、他どうでしょうか。ご意見ございましたら。○○委員のご指摘のように、学識経験者だけっていうことでなくてということになってくるとですね、もう部会せずに審議会をもう1回やるということと変わらなくなりますよね。

委員

部会をおいたからいうて、はい、出来ましたっていうね、部会の中で決まったことをまたこの会で皆さんに知らせるということよりもね、皆さんと一緒に顔を見合せながらね、いろんな意見交換していくっていうほうが、私は大事じゃないかな。知らないところで進められて結果こうなんですけどと言われて、やっぱりこういうことをお聞きしたかったわと思っても言えないじゃないですか。

会長

はい、どうでしょう。他の委員の方で、ご意見ございましたら。

事務局

すみません、よろしいですか。部会のほうは当然、我々のスケジュールの関係で、今回提案させていただいてるんですが、部会のほうは会長のほうからご説明いただいたとおり、部会は専門の部分を見ていただくというのが基本的な話になっていると考えております。今回の見直しにおいて、人権の目標というというのは、おそらくそんなに変わるものではないかなということで、基本的に時点修正の中で見ていくとなっておるんですけど、第4章に限っては要す

るに今の状況に応じてどのように進めていくかというところを何度か振り返って、今後どのような啓発していくかというところをポイントに議論していくところになってきます。この部分っていうのは結構、感染症とか外国籍の方の問題など、要するに、ちょっと専門的なところの範囲が大きいので、我々としましてはその部分についてはまず部会のほうで整理をしていただいたうえで、本会議のほうで議論をしていただくというほうが、見直しをしていくスケジュールとしては、一番効率的かと、一番適してるのかなということで、ご提案をさせていただいているところです。皆さんの貴重な意見をプランに盛り込んでいかないと駄目なんで、その部分の議論の場というのは、我々当然次の終わった後に設ける話になってきますので、そこで意見を最終版として作ればいいのかなと。まず部会としては、専門的なものを整理していただきたいという意味です。委員の方が心配されてるいる部会の意見がそのまま正の意見になるというわけではないので、その辺を念頭に、こういう形で進めさせていただいたらなということで、ご議論いただけたらなと思います。

委員

先生、すいません。公室長が多文化、多文化言うてはるけどね、多文化の 人たちのことだけじゃなくて、日本の人たちの中で差別があって、部落差別と いう日本人同士が差別していってるというなかで、そういうことがいちばん重 要なところじゃありません?今までやってきたと言ってはるけど、なかなかその 成果として出てこない様な現状で、結局多文化のことばかりを先生方言われ てますけど、一番大切なのは、忘れてはならんのは部落差別です。日本人で ありながら日本人同士で、そういうような差別を受けてるということ自体をなく すための総合センターですよね、そういったとこらへんからすると、お互いの人 権と言うならば、こちらの地域の人たちのことも踏まえないと、外国のことばっ かりにやっていただくということ自体、私はちょっとおかしいなと思います。私ら もまた多文化の勉強もしていきますよ。だけどその多文化の方たちも、私たち のことも勉強していただかんと、歩み寄れないじゃないですか。お互いが理解 できないじゃないですか。理解ができないから勉強するって言うんでしょ。立 派なことやけどね。形だけ変えるっていうんじゃなくて、内容が伴わないとって いうのはそういうことですよ。今一番大切なのは行政としてはね、多文化のこ ともすごく大切やと、外国人の人たちが、来市されてるわけですので、その人 たちのことやらないといかん、それも大事なことですよ。でもね、それ以前から やってることも、言ってることですやん。差別についてです。人権のことね。それ は、あれはこう、これはこうじゃなくて、今公室長さんが言われたように、部会の 中で討議していただく柱は、一番は地域の実態ではないですか。

人数ですけど、部会のほうの人数と審議会全体の人数はそれぞれ何人で すか。

事務局

審議会の委員さんの全人数は、9名です。部会のほうの人数は5名です。

委員

形式的なことをいえば、例えば委員が30、50人おって、しんどいから、議論がまとまりにくいから集中的にっていうのはありますが、9分の5っていうのは、そんなに。無駄だとは言いませんけども、中身の話になるので、形式的というところで。

事務局

前回プラン改定したときには、委員の数は11名だったんですけど、その部分のご指摘はなかったんですけども。去年の10月までは、こちらの審議会の委員さんの数は11名だったんですけども、議会選出の議員さんが、去年の10月以降、どの審議会もそうなんですけどもなくなりましたので、それで11名から2名の市議会議員さんですけど、もういらっしゃいませんので、9名ということになっております。

会長

53ページの委員名簿に記載しているとおり、現在は9名です。

委員

でもそれ、昨年の市議会の選挙後、審議会に議員さんは出さないということで決まってしまって、それで今、実質出ておられる議員さんがいないって、市議会の事務局長さんも審議会とかには出さないと言っておられるからと聞きましたけどね。

会長

はい、特別部会を設けるという提案に関しまして、他にご意見ございました らどうぞ。

委員

先生、何か誤解をせんといてね。部会をするということがあかんって言うてるわけやないです。 賛成をするならば内容もとお願いしてるだけで、そういうような誤解のないようにお願いします。

会長

○○委員からのご指摘もあって、○○委員からも、人数の9人のうち5人の特別部会設けるっていう、数の問題のほうご指摘受けたんですけど、事務局からもう少し補足の説明お願いできますか。

確かに9名のうちの5名ということのお話もよくわかりますんで、最初に説明させていただきましたように、今よりも少ない人数の方で、忌憚のないご意見を出していただいて、プランのたたき台を練っていくというようなことを議論していただいて、また全体会でそのたたき台について、種々ご意見をいただくという想定をしておるんですけれども、それと答申をいただく期日っていうのが、どうしても11月ぐらいが期限ということになってしまいますので、部会を1回開かしていただいて、あと2回全体会を開催させていただくっていうふうに進めさせていただくというようなことでいかがでしょうか。

委員

もうちょっと具体的に、9月は何回しますか。

事務局

9月に部会を|度開催させていただいて、|0月、||月の頭で全体会をそれぞれ|回ずつ予定しています。

事務局

すいません。我々が伝えたいのは部会でお話していただいた内容、その部分については、当然いきなり資料を、次これやりますというような形ではなくて、事前に丁寧な資料をつくらせていただいて、皆さんに部会のほうは内容について、十分理解できるように工夫をさせていただいて、本審議会のほうにかけさせていただくということも一応考えておりますので、その辺もご配慮願えたらなと思います。

委員

事務局の立場で考えたら、人数が多かったら日程調整が大変になるから、 少ないところで、しやすいように、ということかもしれないですが、ぼくは5人で も9人でも言うべき事は言いますから、あまり関係ないです。

10月、11月で1回ずつ全体会やるんですよね。今の予定だったら、9月、1回、全体は2つ。どういう不都合があるのかな。この説明ではよくわからない。

委員

何を考えてるのかわからない。

委員

次の予定は10月ですね、第3回は。

事務局

そうですね。

会長

ご指摘の通りですね。そしたら9月に特別部会、10月と11月の上旬ぐらいに審議会開くんだったら、審議会3回でもいいんではないかというご意見は納得することができるんですけどどうでしょうね。

ごめんなさい、部会をしなきゃいけないの?審議会だけではわからへんの?

会長

通常、部会っていうのは○○委員のご指摘ありましたように、大きい会議の 場合、小回りの利く部会をもってということはあります。

委員

審議会3回やったらあかんの。ええと思うけどなあ。名称も変えたい、あれも変えたいんやったらちょっとこの際この会も変えたいと思ったんやけどなあ。

事務局

すいません、その部会を開いてということで、そういうような形でさせていただくっていうのが私の頭にありました。ただ、皆様からいろいろご意見をいただきました。部会は設けずに全体会でいいんじゃないかというふうなご意見いただきまして、それは確かにスムーズな部分もあると思います。ですので部会をせずに、9月ぐらいに全体会を1回、10月ぐらいに全体会を1回、合計2回の全体会を今後開催させていただいて、その中で、プランの案を練っていただくといいますか、ご意見いただくというふうなことでお願いできればと思います。

委員

I回減るの。

会長

当初部会 I 回、審議会 I 回なんですよ。その次の提案として、部会 I 回、そのあと審議会 2 回だったんですけども、今回部会を設けないということだったら審議会 2 回でということです。だから、結果的には部会 I 回でそのあと審議会っていう、その特別部会を審議会にしてしまうということで審議会 2 回です。それでいいでしょうか。

それで9月の日程調整をしてもらうようにお願いいたします。はい、それでですね、まだちょっと時間ありますので、第4次の改定版に向けて、皆さんからご意見いただきたいのです。資料の1の構成案と改定のポイントについてということで、改定のポイントとして、何点か挙がっておりますけども、これに付け加えるべきものがあるかどうか、あるいは差し替えるという点があるかというようなことも含めて、ご意見を伺いたいのですがどうでしょうか。

委員

よろしいですか。平和施策が入ってるんですけども、初めて入ってくるんで、ここは一から聞くことになってしまうんですけど、平和の概念が幅広くって、これをどういうふうに取り扱ってるか、イメージで伝わらなくてですね。今やってることはこういうことやってます、これは検証したらこうですって、この方向にそ

れはできるんだろうと思うんだけど、本当に平和を考えようとするならば、かなり分野が広くてですね、川西市がやってることっていうのは僅かなことしかやってないと思うので、プランの中に入るということで、どんなイメージを持っているのかっていうのを少し事務局から説明していただいて、施策っていうのは具体的なやり方の議論になっちゃうんですけど、平和の推進っていうのはすごく大きな議論なんだと思うんですけど、少しちょっと皆さんに説明いただけたらありがたいなと思います。

事務局

平和施策についてですけれども、本当に限られた活動になりますけれども 川西市でも、平和についての取り組みを行っております。ちょうどこの夏7月8 月につきましては、川西市南北に長いですので、公民館が10館ほどございま す。その公民館で、原爆の写真のパネル展示であるとか、それから平和を願 っていただき、市民の方に折り鶴を折っていただいて、今後8月5日から6日 に、公募で選ばれました折り鶴平和大使の方にその折り鶴を持って、広島の 平和記念式典に参列をしていただく。それから、その記念式典の前日には、2 歳のときに被爆をして、中学生ぐらいのときに白血病が発症して、自分の病 が治るようにというような願いをこめて折り鶴を折り続けた貞子さんの同級生 が建立を呼びかけた原爆の子の像のところに、その折り鶴平和大使さんが 市民の平和の願いがこもった折り鶴を捧げるというふうな取り組みをしており ます。

また戦争体験者の方が数少なくなってくる中で、戦争にまつわる体験記を 公募しまして、人権推進多文化共生課のほうに毎年寄せていただきます。それを広報じんけんのほうで、だいだい2編ぐらいなんですけども、載せて、残り、応募いただいた全編につきましては、市のホームページで掲載をさせていただいています。それから12月には人権週間がございますけれども、そこで毎年人権週間映画会というのも、みつなかホールの大ホールでやったりとかいうようなことをしております。そこで、折り鶴平和大使に舞台に上がっていただきまして、広島での体験につきまして、また、平和について願う気持ちを自分の言葉で観客の方に伝えていただく、市民の方に伝えていただくような活動もしてますし、折り鶴平和大使につきましては、広報じんけんのほうに、広島の体験記を文章にしていただきまして、それも掲載をしております。

そのような取り組みでありますとか、平和首長会議のほうに、越田市長も入っておられまして、その首長会議を通じて、様々な平和についての取り組みを行っているところでございます。戦争は最大の人権侵害であるというふうな言葉があります。まさしくその通りなんですけども、今回のプランの改定の際に、改めて現行のプランを見ましたら、その最大の人権侵害であるところの平和

についての取り組みについて、記載がないなということに気づきましたので、 市の事業も、市民平和推進事業となっております。市民の方々と一緒にやって いける、限定的な取り組みにはなるかと思いますけれども、可能な範囲で、記 載をしていきたいなというふうに考えているところでございます。ざっくりです けども、以上でございます。

委員

すいません。いいですか。

会長

はい、どうぞ。

委員

平和っていうのはすごく言いやすい、親しみやすいんですよね。平和は、その ためにってそのイベントをやってるんだけれども、なぜいけないのかっていう と、核兵器が作られて、核兵器が大勢の人達の命を奪った。やっぱりそういう とこらへんもあるからね、人権は。やっぱり戦争は最大の人権侵害いうのは尊 い命を奪われているから、その辺の言葉が使われているのね。で、私、川西市 が行っておられる中で、ああ良かったなあと初めて感じたんですが、12月に 人権週間映画会っていうのがあるんですが、私ずっと行ってるんですけどね、 8月5日に、折り鶴平和大使を川西市民から公募しましてね、お二人の方が 選ばれて広島へ行ってるんですよ。その時の体験談を、初めてその映画会で 映画が終わった後にやられたんですよ。すごくあれは良かったなあと。市とし ての営みが。今までやってると言ってたんだけど私は聞いたことなかったもの で、この会でも言ったと思うんですが、それを知らせてもらわないとわからな いもんで、お知らせいただいたんで、聞かせいただいたんですけど、やっぱり あのように、一番大切な事業、命を守る、平和を守るっていうことは、一に差別 をしない、核兵器を作らない、そういったところへんもね、わかっていかないと。 広島でああいった災害があったから、原子爆弾落とされたから、尊い命が奪 われたからっていうだけで終わらずにね、やっぱり尊い命を守るためには、平 和を守っていくというのが一番大切なんやと。そういうとこらへんを一番基準 にするべきじゃなかったのかな。

会長

はい、市として、人権教育、人権啓発を進めていく中で平和についても進めていくかと思うんですよね。実際学校教育でどうなんですかね。平和教育っていうのは、川西市の場合どういった形でされているんですかね。そういった実態がわからないと、ここの取りまとめにも反映できないと思うので、例えば、今小学校中学校で道徳教育が強化されて、教科書が出ているんですけど、道徳ができたので、人権教育の時間がとりにくくなったって聞くんですけども、そ

ういうすごく制限された中で、ここに上がってる人権課題、たくさん17、18あります。それに加えて平和教育っていうことになってくると、そういう問題もでてくるかと。実態を共有しとかないと、出来ないことを書き込んでもしょうがないかなと思います。

委員

小学校では修学旅行を中心として、広島ということで、6年生を中心にそういう平和学習を行っており、それとは別に総合的な学習の時間などを使って、小学校なんかは平和のそういう発表会をして、地域の人を招いて地域の人からそういう平和の探求の話しを聞く、そして自分たちも調べたことを発表するということをやってます。そこに教育委員会も聞かせいただいています。中学生については修学旅行先が、沖縄や長崎だったりする。基本的にはそこの修学旅行を軸にした平和学習みたいなものは、現在進められているということです。以上です。

会長

道徳の中で、平和について取り上げてやるっていうのは、例えば道徳の教 科書ね、そういうテーマとして扱いやすいものってあるんですか。

委員

僕も全ての教科書を把握しているわけじゃないので、Iつの項目としてはありますけれども、何かそこを取り立てて主にっていう感じではない。それで言うと他の教科、例えば国語の中で平和学習的な教材は必ず載っています。ちいちゃんのかげおくり、ああいうものは必ず掲載されて、それについての学習は進めている感じです。

会長

はい、どうもありがとうございます。

事務局

先ほど、平和施策についてもそうですけども、今回のプランの見直し、つくり替えをするに当たりましては、教育委員会と連携しながら、情報共有しながら進めていきたいなというふうな考えでございます。

委員

ちょっと私の言い方が悪かったので少し論点がずれたのかもしれないですけど、平和っていうのは戦争だけですかっていうことを問われる可能性があって、穏やかな社会というのは、暴力のない社会ってなると戦争だけが暴力かっていうと、いや戦争は戦争で大きいことですけど、今、ずっと戦争の話ばっかりしてるんですけど、それはそれで大丈夫やと思うんですけど、日常、暴力が頻繁に行われたり恐怖を感じて穏やかな生活ができない、それを取り除くことが平和だというところまで広げてしまうと、相当大きな取り組みになってしまう

ので、入口の部分の整理というのを少ししていただいたほうがいいのかなと 思うので、少しご提案差しあげたのが最初です。もしその定義がもっと広くと るんだとなればですね、ものすごい広い分野の議論をしないといけないんで、 でも、もし戦争のない社会を平和だという定義にしてしまうならば、今の皆さ んの意見でいいのかなと思います。そういうお話しでした。すみません。

会長

いえいえ、平和に暮らせる社会ということでいいですよね。差別なくすことも、それに繋がっていくわけで、通底しているというか、それは全部、繋がってることだと。

委員

平和施策についての位置付けをこの第4章の4項として記載するのか、6項の人権課題の取り組みの(1)から(18)の中に入れるか、どうするのかということですが、原案のとおり4項として入れるとなると、このレベルで入れちゃったときに、今のお話しではどこまでどのような記載をするのか、どこまで踏み込んで書くんですかということは出てくると思うので、平和施策っていう取り組みをこのままでいくか、6項の中に入れるか、考えた方が良いんじゃないですか。

会長

どうもありがとうございます。他にどうですか。他にございましたらどうぞ。

委員

資料Iの一番下の評価指標の新規設定のところなんですけど、数値目標を設定して、検証するっていう、数値化したほうがわかりやすいので、それはそれで、意味があることだと思うんですけど、個人的なところですけど、あまり数値っていうのは信用してないんですよ。それで、難しいんだけども、評価指標として、例えば、事例的なものを入れるとかは、記載難しいと思うんですけど何かちょっと工夫していかれたらどうかなあと。

事務局

事例的に、目標とかではなくてですか?

委員

数値だけじゃなくて、こういう取り組みやってこういうふうな・・・事例としか言えませんけど。アンケート調査の形をとって、それで数値化するわけですよね。調査で数値化したら、数値化することの意味もあるんだけど、数値化することによって、こぼれおちる現実がいっぱいあるので。僕の義理の父が普段から差別用語を言うような人なんですよ。せやけど、結婚差別がごく身近であったときに、好き同士やねんやったらええやないかと、だから、アンケートやったらもうぼろぼろの人だが、実際に行動はそうじゃなかったということで面白いえ

え人やなとか思ったんですけど。だから、例えばそういうふうな、数値にあらわれないようなところの何か、読んでて、ああなるほどこの研修受けて、こういうことを考えはったんやみたいな何かそういうのが良いなと。

会長

そういうのがね、把握できるようなものが、うん、わかりますわかります。はい、他にどうですか。

委員

Ⅰつ、質問なんですけど、人権課題に取り組んで様々な人権課題を出されているんですけど、手法として私すごく気になったのは、SNSとかネット上の人権侵害みたいなものが、やっぱり安易にしかも広範囲にされている実態みたいなもんとして、川西市での取り組みみたいなところは記載しなくていよいのですか。

会長

インターネット等に関することですか。

事務局

今のお話ですけども、人権推進多文化共生課で月1回、モニタリングをしています。削除要請をしてるんですけども、文章で書いてるところは特に5ちゃんねるなんかは削除要請に比較的応じていただいて、削除してもらったということもあるんですけど、動画については、全然でして、兵庫県が、インターネット上の書き込みの対策に力を入れるということと、パートナーシップの関係に力を入れるということで人権部署の職員が、今年度2名増になっているんですけども、この間も、兵庫県の人権啓発協会の委員会があって、私、出席をしたんですけども兵庫県の担当者の方もおっしゃってたんですけども、ネット上の動画の削除については法務局のほうも削除出来ないということで、幾ら削除要請をしても、もうそのままの状態になってるということでして、世の中のプラットフォームを運営するような人間が考えを改めないと、なかなかネット上の動画というものの削除は減っていかないというようなことを県の担当者がおっしゃっておられました。そういう状況になってるのが現実だと思っております。

委員

でも、川西に県連のほうから連絡がありまして、川西の地域、部落はここだということが載ってたんですって。それを、法務局にいって削除はできましたよ。

事務局

要請はできるんですよ。

委員

県連のほうから連絡が入るんですよ。ここで載ってるでといって。それと、川

西で本当にもうあることないことファックスで送ったりとかして、人権擁護委員さんの名前を覚えられてる。住職さんの名前を出したりとか、議員さんの名前入れたりとかしてね。ほんとに何を言うてんのかわからない文章やけど、たびたびFAXされるんですよ。公民館とかにもきてますし。うちの事務所にも来てますしね。

会長

FAXですか。

委員

そう。

委員

私も聞いてます。

委員

聞いてるでしょ。

委員

はい。

委員

やっぱりそういうこともあるんですわ。だから本当にあの人権問題というのはすごく大切なことでね。なにもその人が悪いことしてないにもかかわらず、何を意図してそういう方法でするのかわからなくて。まあ気の毒な人やなあとは思ってますけれども、相手がわからないからね。話ししに行きようもないでしょ。

事務局

すみません。今〇〇委員おっしゃった件ですけれども、去年II月ぐらいだったと思うんですけど、川西市内の公共施設であるとか一般の市民の方に、意味不明のFAXが送られてきたっていうのがあります。それをしてた人がたまたま、川西市役所に電話をしてきまして、周り回って人権の部署でお話を聞く機会があったんですけど、私がちょうど受話器に出たときに、「おまえの家族殺すぞ」と言われたことと、「市長殺すぞ」というようなことも言われたんで、警察に届出して逮捕してもらいました。今、釈放になってますけれども、それはもうちょっと精神の方を病んでる方でして、何が書いてるかわからないんですけども、確かに人権擁護委員さんの名前も入ってましたけど、それについては警察のほうと相談しながらやっておりますので、それもある程度沈静化している状況でございます。

委員

猪名川町さんのほうでの差別解消法の条例が出来ましたね。だからやっぱり川西市もそんなことできないのですか。

会長

猪名川町さんがインターネット等の問題は、削除をっていうので対応してるっていうわけですけども、それもすぐに削除できるわけでもないですし、いたちごっこみたいなものですからね。だからそういったものを批判的に見ることができる力をつけるっていう教育、啓発が今、課題になっていく、それしかないかと思うんですけども。より、そういったことに与するっていうか、影響を受けるっていう人を、もうどんどん少なくしていってね、批判的にとらえる人を増やしていくっていうことしかないかと思うんですが、だからこそ、こういったですね、人権行政推進プランをよりいいものをつくっていきたいです。他にどうでしょうか。

人権課題への取り組みの中で、前回はハンセン病患者や元患者、それからエイズ患者の人権とコロナもありますので、感染症っていうので、どこかに 入れ込むのか、独立させるのかということで考えないといけないでしょうね。

事務局

よろしいでしょうか。今会長からお話がありました感染症の関係ですけども、もう本当に記憶に新しいコロナのことがありました。コロナのときに、ひどい人権侵害があったというようなことも、報道でも聞いておりますし、今ざっくりとですけど、事務局のほうで考えておりますのが、このプランの8番のHIV関係、感染者やエイズ患者の人権というところでですね、ここ大きく感染症というふうな枠で、コロナのことも記載していきたいなというふうには考えております。

会長

インターネット等に関する人権課題で、要するにSNS上でね、本人を攻撃するようなえげつないのがありますわね。今オリンピックやってますけども、人格を否定するようなものも。SNSっていう媒体を通じると、人をバッシングする、叩くっていうね、すごくえげつない面が、対面ではないですからね、出やすいっていうようなところもあって、一旦バッシングの対象になった人っていうのは、どんどん叩かれるみたいなね。そういう問題っていう、要するにリテラシーですかね。リテラシー教育っていうものが、どう出てるのかっていう難しい問題だと思うんですね。なんかすごくそういう、例えば犯罪被害者の人が何か自己主張すると、バッシングされたりとかね。いろいろやっぱ目立つと叩かれるっていう、すごくいびつな状況っていうのがありますよね。そういう具体的な例を挙げながら、人権の視点から、非常に問題であるし、そういった行為に乗っかるっていうことは恥ずかしいことだとかね。どういうふうな形で教えていけばいいですかね。

教育でも、I人I台タブレットがありますので、そういったトラブル、匿名性による、おっしゃられる、むき出しの何て言いますかね、差別意識、なかなかそこに踏み込んでっていうのは難しいけど、子ども同士のトラブルで例えばLINE上で文字言語と音声言語で違ってて、文字言語にすることで誤解が生まれたり、そういう学習したり、例えばタブレットで、なぜ他人を写したらいけないのか、そういうことはやっています。ただですね、やっぱり追いついてないのは事実です。教育委員会では、デジタルシチズンシップって言って、そういうデジタルを通じて、支援教育をやっていくっていう、先行されてるところに見学にいって学んだりはしています。まだ十分とはいえない。追いつかない。

委員

先ほど会長がおっしゃったように私、子どもに正しい知識を与えるという教育っての大事で、SNSっていうのは言いたい放題だと思います。

言ったもん勝ちみたいな感じで、それを信じるか信じないかは、口コミをみた側のほうだとは思うんだけど、やはりそれを安易にこう信じてしまうと、とんでもない方向になるし、これはもう、一瞬で全部すごく拡散力ですので、市でもスマホ教室っていうのを5、6年対象にやってるんですけども、川西市では取り組んでる学校が今のとこ少ないので、今年もまだ I 校だけなんですけど、5、6年生も携帯を持つっていうのは、もう本当に以前とは違いますので、持ってる子の率のほうが高いとなってると思うんですね。周りを見てましても私どもの家族を見てましてもそうなんですけども、だからそれを持たないのでははなくて、もっと正しい知識を与えるっていうのは、今のおとなの役目やと思うんです。だからスマホ教室を初め、いろんなやり方がありますので、学校としても時間をとっても大変だと思うんですけどね。

私は、有効な方法だと思いますので、またそういうのをぜひ学校のほうに進め てもらいたいなと思います。よろしくお願いします。

委員

ありがとうございます。ソフトバンクという業者がやっている。

委員

そうです。川西市はドコモがやってるんですけど。

委員

学校が手挙げてると思うんですけど。

委員

でも少ないですよ、現実は。

委員

私はそれでもまだ学校で、やっぱ便利な反面、いいことに使えるだけだったらいいけれども悪いほうもね。やっぱり教育っていうのは正しいことを教えてい

かなければならない。携帯が持てないお母さんがいはる。学校の連絡が携帯、メールでくるので、見れない人もいる。今の時代、本当に便利な社会。その便利が逆に不便になる場合もある。子どもはいずれ社会に出るので、社会勉強の充実を学校教育のなかでやって欲しいと思います。

会長

はい、他にどうでしょうか。

委員

教育っていうことで、学校のほうに頑張ってくださいっていうのを、あんまりやったらこれ以上、教師大変ですよ、ということも同時にちょっと言っておかなあかんかな。できるような教育の環境をつくるのは学校でいいんですよ。学校教員じゃなくてそれが行政の問題ですから。だから、学校に教育っていうのを、万能でもないので、っていうことで。ますます学校でやらなあかん事が増えていくっていうことに関しては、ちょっと考えなあかんというふうに思っています。それをちょっと踏まえた上でもってですね、人権課題の取り組みのところです。子どもの人権のところにヤングケアラーのことも入れて欲しいなと思います。それから、人権課題への取り組みということで、2020年の4月では、18あるんですけど、この並べ方ですね。並べ方をちょっと考えたほうがよいかと。これじゃ駄目だというんじゃないんだけど。意識して欲しい。トップが女性の人権。見方によればそれが優先順位であるともみえる。それは考えたほうがいいかなと思います。

会長

法務省の順番ですよね。

事務局

大体そうなんですけど、法務省が掲げている17の人権課題その通りここに書いてるものではありませんので、また順番等につきましては、考えていきたいと思います。それと先ほどお話がありましたヤングケアラーについてですけども、これも非常に大きな問題ですので、人権の担当部署の職員の中でも、今度のプランの中には入れていきたいなという話をしております。

会長

他にどうでしょうか。ないようでしたら、事務局のほうでたたき台つくっていただいて、9月以降の審議会で議論をしていくということで、よろしくお願いいたします。

ではこれで用意しておりました2つの審議事項ですね、終了いたしました。 それでは進行を事務局のほうへお返しします。

事務局

どうもありがとうございました。本日、総合センターのあり方についてです

ね、最後の議論をいただきました。答申書の修正等につきましては、会長と事務局のほうでちょっと確認させていただきまして、答申書が出来ましたら、石元会長のほうから越田市長に提出をしていただきたいというふうに考えております。

それから、新しいプランにつきましては、今日いただきましたご意見をたたき 台の中に盛り込んでいくべく、これから事務局のほうで作業を進めたいと思 います。

それと審議会、全体会を2回開催させていただくことになりましたので、また 日程調整のほうもさせていただきますので、ご協力よろしくお願いいたします。 本日は本当に暑い中どうもありがとうございました。